

予防接種の公告について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 1 日

いわき市長 内田 広之

1 予防接種の種類、対象者の範囲

種類	接種対象者	回数
新型コロナウイルス感染症	(1) 65 歳以上の者 (2) 60 歳以上 65 歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害（身体障害者手帳 1 級相当）を有する者	1 回

2 予防接種を行う期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

3 実施場所

いわき市が予防接種を委託する医療機関

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

次のいずれかに該当する方は予防接種を受けることができません。

- ・ 明らかな発熱を呈している者
- ・ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ・ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- ・ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分に対し、アナフィラキシーなどの重度の過敏症の既往歴のある者
- ・ 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者